

1 議 事 日 程（第1日）

（令和2年第2回有田川町議会臨時会）

令和2年11月27日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 議案第78号 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第79号 有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番 堀 江 眞智子

2番 増 谷 憲

3番 椿 原 竜 二

4番 中 島 詳 裕

5番 星 田 仁 志

6番 片 畑 進 之

7番 谷 畑 進

8番 小 林 英 世

9番 林 宣 男

10番 殿 井 堯

11番 佐々木 裕 哲

12番 岡 省 吾

13番 森 谷 信 哉

15番 湊 正 剛

16番 亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

14番 新 家 弘

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

8番 小 林 英 世

9番 林 宣 男

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（12名）

町 長 中 山 正 隆

副 町 長 坂 頭 徳 彦

住民税務部長 山 田 展 生

福祉保健部長 前久保 眞 次

総務政策部長 一ツ田 友 也

消 防 長 中 裕 準

建設環境部長 鈴 木 幸 敏

総 務 課 長 新 田 耕 作

財 務 課 長 中 屋 正 也

企画調整課長 細 野 正 人

教 育 長 楠 木 茂

教 育 部 長 井 上 光 生

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

14番、新家弘君から欠席の届出がありましたので、報告します。

ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、令和2年第2回有田川町議会臨時会を開会します。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

本日の会議を開きます。

なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 議席の指定……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、議席の指定を行います。

議席については、会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり議長が指名いたします。

……………日程第2 会議録署名議員の指名……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において8番、小林英世君、9番、林宣男君を指名します。

……………日程第3 会期の決定……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、会期の決定についてを議題とします。

去る11月20日に開催された議会運営委員会の結果について、報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について、御報告を申し上げます。

去る11月20日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期並びに議事日程についての協議をいたしました。その結果、会期につきましては、本日1日限りとさせていただきます。

議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたいと思います。

す。

日程第5及び第6の議案2件については、当局からの提案理由の説明を求め、その後、全員協議会において審査していただきたいと思ひます。

この会期、日程等に御賛同を賜りまして、円滑な議会運営ができますよう、議員各位に御協力をお願い申し上げて御報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（森谷信哉）

お諮りします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

……………日程第4 諸般の報告……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、諸般の報告を行います。

最初に、令和2年第3回定例会第4日目、9月17日に議決をいただきました議員派遣の結果について御報告いたします。

10月23日にかつらぎ町で開催された全議員研修会は、私議長のみが参加しました。

次に、11月11日、県民文化会館小ホールにて開催された正副委員長研修には、10名の議員が参加しました。

続いて、本臨時会の案件について御報告いたします。

町長より提出された案件は、議案2件であります。

また、本日の説明員は、町長ほか11名であります。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りします。

日程第5から日程第6までの議案2件を一括議題としたいと思ひます。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第6までの議案2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

本日、ここに令和2年第2回有田川町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しいところ、御参集を賜りまして、本当にありがとうございます。

なお、森田産業振興部長は都合により欠席をさせていただいておりますので、御了解いただきたいと思います。

それでは、ただいま上程させていただきました議案について、御説明申し上げます。

議案第78号は、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和2年10月23日に行われた人事院勧告、並びに令和2年10月23日付の和歌山県人事委員会勧告に鑑み、これに準じ職員の給与について所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、期末手当について、支給月数を現行の年間2.6か月分から2.55か月分に、0.05か月分引き下げるための所要の改正を行うものであります。

議案第79号は、有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和2年10月23日に行われた人事院勧告、並びに令和2年10月23日付の和歌山県人事委員会勧告に鑑み、これに準じ会計年度任用職員の給与について所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、期末手当については、支給月数を現行の年間2.6か月分から2.55か月分に、0.05か月分引き下げるための所要の改正を行うものであります。

以上で提出議案に対する私の説明は終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩中に、この場所において、9時50分より全員協議会を開催しますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

休憩 9時38分

再開 10時29分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………日程第5 議案第78号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、議案第78号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。質疑をさせていただきます。

議案第78号であります。年間0.05か月分を引き下げるものでありますが、今年度の国及び近隣市町における給与改定の状況を考慮されているとおりであります。国の人事院勧告に沿ったものとなっております。国の人事院勧告に沿ったものではありますが、以下2点についてお聞きしておきます。

まず第1に、国の人事院勧告に対する考え方です。人事院勧告では、今年度は新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、調査の時期を遅らせたとき、その調査によりますと、民間事業所における昨年8月から今年の7月までの直近1年間の支給割合が国家公務員の支給月数を下回ったことから、年間4.45か月分に引き下げたと聞いております。

今年の夏季一時金の状況については、新型コロナウイルス感染の影響で、民間企業では昨年比2.04%の減額となったことや、3割に近い医療機関で一時金が減額されていると聞いています。新型コロナウイルス拡大という中で、事業所や働く方々の困難な状況等を考慮されて、人事院勧告がその結論を出したと認識されているのでしょうか。

それから二つ目に、人事院総裁の談話では、新型コロナウイルス感染対策等の中で、公務員が国民の安全・安心を確保するために、日々全力で職に邁進していることに敬意を表していますと言われております。こういう厳しい勤務環境の中で頑張っておられる公務員に対して敬意を表す一方で、一時金を減額することに対してどのようにお考えになられているのでしょうか、お聞きしておきたいと思えます。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

増谷議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思えます。

人事院勧告でございますが、民間との比較調査に基づき、今回の勧告を出したものであると認識をしております。どのようにという具体的なところは、我々も詳細まで

は把握できておりませんが、現況の景気動向、民間の事業活動等を考慮したものと考えております。

また、2点目の一時金を削減することに対してどのように考えているかということですが、今、ちまたで放送されております民間の雇い止めでありますとか、民間業者の業績の悪化とかを鑑みたときに、今回の削減というのはやむを得ないものであると考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

議案第78号について、反対の立場から討論を行います。

この議案は、職員の12月期末手当の支給割合を、現行1.3か月分を1.25か月分に改正し、来年度以降の6月及び12月分の支給割合を1.275か月分に改正することで、年間0.05か月分を引き下げようとするものとなっております。

そこで問題点第1は、国の人事院勧告では、民間事業者における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が、国家公務員の支給月数を下回ったことから、年間4.45か月に引き下げたとされています。

しかし、今年の夏季一時金の状況は、新型コロナウイルス感染の影響で、民間企業や医療機関では一時金が減額されており、新型コロナウイルス感染拡大という、事業者や働く人の困難な状況が考慮されているとはいえません。

また、新型コロナウイルス感染対策等の中で、公務員が国民の安全・安心を確保するために日々全力で職務に邁進し、厳しい勤務環境の中で頑張っておられる公務員の一時金を減額することは理解できません。

第2に、過去数年間、勤勉手当の増額会計でありながら、今回の減額で期末手当の支給割合を改定したことは、いわゆる成績主義的な性格を持つ勤勉手当の割合を高め、そのことによって一時金の生活給としての性格を薄めることで、今後、成績主義を強化することにつながるものの可能性があります。

第3に、新型コロナウイルス禍で、公務員の賃金水準を引き下げれば、地域の事業所における賃金引下げに影響することにもなってきます。

よって、この78号議案、そして次に出てくる79号議案については、今年度は減額しないということになっておりますが、次年度以降、影響が出てきますので、併せ

て一般職等の引下げには反対であることを申し上げまして、討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第6 議案第79号……………

○議長（森谷信哉）

日程第6、議案第79号、有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議長への委任について……………

○議長（森谷信哉）

日程第7、議長への委任についてお諮りします。

本臨時会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

令和2年第2回有田川町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~

閉会 10時37分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 森 谷 信 哉

8 番 議 員 小 林 英 世

9 番 議 員 林 宣 男